

高知県運動部活動ガイドライン

【改訂2版】

令和2年3月

高知県教育委員会

目 次

はじめに	… 1
1 基本方針	… 1
2 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	… 5
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	… 7
7 高等学校段階での対応	… 8

はじめに

- 県教育委員会では、平成 26 年 3 月に、生徒一人一人が輝ける運動部活動の推進に向け、「運動部活動全体計画ハンドブック」を作成し、適切な運動部活動の実施に向けた取組を推進してきた。
- また、平成 29 年 3 月には、「望ましい運動部活動の在り方について」を通知し、望ましい運動部活動の運営に関する方針(学校の決まりとして休養日や適切な練習時間を設定すること、外部指導者を積極的に活用すること)を示した。
- これにより、すべての学校がきまりとしての休養日を設定し、運動部活動の適正化に向けた取組を推進してきた。
- しかしながら、運動部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。併せて、教員の働き方改革と相まって、抜本的な運動部活動改革に取り組む必要性がでてきている。
- 平成 30 年 3 月に出されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、県内の運動部活動改革の第一歩として本ガイドラインを作成した。
- さらに、平成 31 年 3 月には、熱中症対策や高等学校段階での対応等について、加筆・修正を行い、「高知県運動部活動ガイドライン【改訂版】」を作成した。
- 各教育委員会、各学校、各関係機関等においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すことを期待する。

1 基本方針

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、義務教育である中学校(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観

点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 県教育委員会は、改革を推進するために「高知県運動部活動改革推進委員会」を設置し、改革に必要な支援等を検討する。
- 県教育委員会は、本ガイドラインに基づく運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町村（学校組合）教育委員会は、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校

長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 県教育委員会は、運動部活動の指導者（顧問及び部活動指導員や運動部活動支援員等）を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職等を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修会等の取組を行う。

カ 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部

科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について（令和元年 12 月 11 日付け元文科初第 1214 号）」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（令和 2 年 1 月 17 日付け元文科初第 1335 号）」等の通知を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 県教育委員会は、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。

イ 運動部顧問は、指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 市町村（学校組合）教育委員会は、上記2（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記アの基準を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、上記2（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記アの基準を踏まえるとともに、市町村（学校組合）教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長及び運動部顧問は、運動部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁

が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携

ア 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各分野の関係団体等と連携し、その協力を得ながら、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ活動を推進するとともに、部活動指導員の任用・配置や運動部活動の指導者等に対する研修等、スポーツ活動の指導者の質の向上に取り組む。

ウ 県教育委員会は、知事部局、公益財団法人高知県スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

エ 教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

オ 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合に参加することが、生徒や運動部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

また、各学校の運動部が参加する大会は、『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて（平成14年4月1日付け13高体保第359号）』のとおりとする。

児童・生徒の運動競技に関する基準

1 学校教育活動としての運動競技について

（1）運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校教育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達から見て無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校とともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
 - ② 中学校の運動競技会は県内における4回程度の開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
 - ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加は、地方ブロック大会、全国大会の予算を含めて、各競技について年5回程度とする。また、地方ブロック大会及び全国大会の参加は、各競技についてそれぞれ年2回程度とする。
 - ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（スポーツ庁）と財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。
- 2 盲学校、ろう学校及び養護学校（現特別支援学校）の児童生徒の運動競技について
盲学校、ろう学校又は養護学校（現特別支援学校）の児童生徒の運動競技については、この基準を準用するが、その特殊性を考慮して行わなければならない。
- 3 学校教育活動以外の運動競技について
学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

イ 校長は、上記アを踏まえ、参加する大会等を精査する。

7 高等学校段階での対応

- ガイドラインの適用にあたっては、各高等学校の特色や運動部の競技特性、県のスポーツ振興施策等を踏まえて、別に定める「県立学校に係る運動部活動の方針」に沿って実施する。